

8森政第69号  
令和8年（2026年）4月30日

森林づくり推進課長  
信州の木活用課長 様  
各地域振興局林務課長

森林政策課長

一般管理費等率の算定式の一部改定について（通知）

林野庁から別添「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」等の一部改正について（令和8年3月26日付け7林整計第551号）により一般管理費等率及び算定式が変更されたことに伴い、林務部における一般管理費等率及び算定式を下記のとおり改正します。

記

1 主な改正内容

工事原価に応じた一般管理費等率の変更及び算定式内係数の値変更。詳細は別紙のとおり。

2 設計積算システムへの配信日

令和8年5月1日以降に起工起案する工事から適用する。

（問合せ先）

担 当：森林政策課 指導担当 萩原、百木  
電 話：026-235-7265  
防災電話：8-231-3226  
電子メール：rinsei@pref.nagano.lg.jp

改正後				改正前			
(3) 一般管理費等及び消費税等相当額 ア 一般管理費等の算定 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、表6-22の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率 (Gp)				(3) 一般管理費等及び消費税等相当額 ア 一般管理費等の算定 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、表6-22の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率 (Gp)			
表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合				表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合			
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	(注)1一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%	一般管理費等率	23.57%	(注)1一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%
(注) 1. 一般管理費等率算定式 $Gp = -5.21826 \cdot \log(Cp) + 60.08343$ ただし、Gp：一般管理費等率 (%) Cp：工事原価 (単位：円) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2 (略)				(注) 1. 一般管理費等率算定式 $Gp = -4.97802 \cdot \log(Cp) + 56.92101$ ただし、Gp：一般管理費等率 (%) Cp：工事原価 (単位：円) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2 (略)			
イ 一般管理費等率の補正 (ア) 前払金支出割合の相違による補正 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表6-23の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6-22に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。 <u>なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</u> 表6-23 (略) (イ) 契約の保証に係る補正 <u>表6-24の保証の方法ごとに定める補正值を表6-22で算定した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし、(ア)の補正を行った場合は、求められた率に、表6-24の補正值を加算して得た率とする。</u> 表6-24 (略)				イ 一般管理費等率の補正 <u>前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</u> (ア) 前払金支出割合の相違による補正前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表6-23の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6-22に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。 表6-23 (略) (イ) 契約の保証に係る補正 <u>上記(ア)の補正值に、表6-24の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。</u> 表6-24 (略)			